

進学の前々年に家計急変の事由が発生した場合
(2026年4月～9月進学者)

〔事由D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災〕

家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】	申請者→JASSOの指定する提出先	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	

※ 1～2は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■家計急変事由Dに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
3. 罹災証明書【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 家計急変に該当する生計維持者の源泉徴収票又は確定申告書（控）等（いずれも2025年1月～2025年12月分）【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

※1 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。

※2 進学が2026年10月～2027年3月で、家計急変事由発生が2024年1月～12月の場合は、家計急変採用に申請できません。定期的な募集（春・秋）への申請をご検討ください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 <u>次のいずれか。</u> (1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出 (4) 出入国記録の写し【原本】</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の 証明書類 <u>次のいずれか。</u>【いずれもコピー可】 (1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	
<p>7. 「新たに生まれた子等」の数の申告書とその証明書類</p> <p>※JASSO所定様式は在学から受け取ってください。 ※証明書類の具体例は申告書に記載しています。</p>	<p>申請者→学校→JASSO</p>	

(2026.04)